

平成26年度

# 行政監査結果報告書

監査テーマ

「監査結果に対する是正・改善状況について」

平成27年8月

北海道監査委員

## 目 次

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的及び着眼点	1
3	監査の対象	1
4	監査の方法	2
5	監査の実施期間	2
第2	監査結果等	2
1	定期監査	3
(1)	監査の実施状況	3
(2)	工事監査以外	3
ア	指摘等をした当該部局における是正・改善状況	3
(ア)	会計年度所属区分を誤って収納しているもの（水産林務部）	3
(イ)	生活保護費返還金等の徴収事務等を適切に行っていないもの（渡島総合振興局）	4
(ウ)	旅費が過払いとなっているもの（羽幌病院）	4
(エ)	補助指令書に必要な交付条件を記載していないもの（胆振総合振興局）	5
(オ)	検査員が事実と異なるもの（羽幌病院）	6
(カ)	物品購入代金の支出を行っていないもの（日高振興局）	7
(キ)	失格とすべき者を落札者としているもの（札幌高等技術専門学院）	7
(ク)	委託業務に伴う取得物件の処理を適切に行っていないもの（保健福祉部）	8
(ケ)	生製品の売払手続等が不適切なもの（富良野緑峰高校）	9
(コ)	物品の亡失（胆振総合振興局）	10
イ	特定事業における是正・改善状況	10
(ア)	郵便貯金等の差押えに係る払戻証書の取扱いについて	10
(イ)	精神障がい者地域生活支援事業委託業務に係る積算方法等について	11
(ウ)	道路等の照明用ランプの交換について	12
(エ)	警備業務委託の適切な執行方法等について（経済部）	13
(オ)	警備業務委託の適切な執行方法等について（教育庁）	14
(3)	工事監査	15
ア	指摘等をした当該部局における是正・改善状況	15
イ	特定事業における是正・改善状況	15
(ア)	建設発生土の利用を促進するための取扱いについて	15
(イ)	捨土等の同意手続に関する取扱いについて	17
(ウ)	植生工の選定基準について	18

2	随時監査	18
(1)	監査の実施状況	19
(2)	工事監査以外	19
(3)	工事監査	19
3	行政監査	19
(1)	平成21年度行政監査（公の施設における指定管理者制度について）	20
(2)	平成22年度行政監査（補助事業等及び委託業務に係る審査等について）	20
ア	地域福祉生活支援センター運営事業	20
イ	身体障害者補助犬育成事業	21
(3)	平成23年度行政監査（税外諸収入の収入未済金に係る徴収事務について）	22
ア	母子福祉資金貸付金収入等	23
	強制執行等に係る手続を行っていないもの	23
イ	看護職員等養成修学資金貸付金収入	24
	強制執行等に向けた整理を行っていないもの	24
ウ	生活保護費返還金収入等	24
	（ア）滞納整理票の作成等を行っていないもの	24
	（イ）催告を適切に行っていないもの	25
	（ウ）強制執行等に向けた整理を行っていないもの	26
エ	公立高等学校奨学資金貸付金収入等	26
	支払督促申立て等の法的措置に向けた整理を行っていないもの	26
(4)	平成24年度行政監査（広報・普及啓発事業の実施状況について）	27
(5)	平成25年度行政監査	
	（道の第二種普通財産（土地）の管理等について	
	（行政財産の用途廃止事務を含む）	28
4	財政的援助団体等監査	28
(1)	監査の対象	28
(2)	指摘等をした当該部局における是正・改善状況	28
5	所見	30

# 監 査 報 告

## 第 1 監査の概要

### 1 監査のテーマ

監査結果に対する是正・改善状況について

### 2 監査の目的及び着眼点

監査委員が実施した監査の結果については、監査対象部局に通知され、この通知の中で、是正又は改善を要する事項がある部局、又は改善意見を付された部局においては、その改善（再発防止）策等の状況や措置を講じた旨を監査委員に報告することとなっている。

しかしながら、一部の部局においては、対策を講じたとしたものの、これが徹底されずに、後年度において、同様の指摘等を受けるといった事態が発生している状況にある。

そこで、今年度は、過去に実施した監査において、是正又は改善を要する事項がある等とされた事項について、平成26年度時点における状況を把握するとともに、是正・改善がなされていない事項に関して、その原因を分析し、改めて是正又は改善を求めることなどにより、監査の実効性が確保されるよう、次の着眼点に基づき監査を実施した。

- (1) 監査結果に対して、是正・改善が図られているか。その是正等は現在も継続しているか。
- (2) 是正・改善が図られていない、又は現在まで継続していない場合にあっては、その原因は何か。
- (3) 制度の改善が図られた事項について、実質的な効果がみられていないものはあるか。

### 3 監査の対象

#### (1) 対象部局

総務部、総合政策部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、水産林務部、建設部（各部の出先機関を含む。）、出納局、各（総合）振興局（各（総合）振興局の出先機関を含む。）、企業局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育庁（各教育局（各学校）、所管機関を含む。）、警察本部（各方面本部（各警察署）を含む。）

#### (2) 対象とした事務事業

##### ア 事務事業の内容

過去5年間に実施した定期監査、随時監査、行政監査及び財政的援助団体等監査において、文書により是正又は改善を要する事項（改善意見を付したものを含む。以下「指摘等」という。）があるとした事務事業で、平成26年度において実施されたものを対象とした。

なお、指摘等をした過去の監査対象年度等は、次のとおりとなっている。

監査種別	指摘等をした過去の監査対象年度	監査対象とした事務事業
定期監査	平成21年度から平成25年度まで	① 指摘等をした部局における事務事業 ② 指摘等をした部局以外の部局においても、特に確認が必要として選定した事務事業(8特定事業)
随時監査	平成21年度から平成25年度まで	指摘等をした部局における事務事業
行政監査	平成21年度から平成25年度まで	指摘等をした部局における事務事業
財政的援助団体等監査	平成21年度から平成24年度まで	財政的援助を行っている所管部に対して指摘等をした事務事業

#### イ 指摘等の件数

監査対象とした指摘等の件数は、次のとおりとなっている。

監査種別	指摘等の件数(件)	今回監査対象件数(件)
定期監査	1,917	1,652
随時監査	248	246
行政監査	412	319
財政的援助団体等監査	56	56
合計	2,633	2,273

※ 定期監査及び随時監査については、指摘等の内容が、行政事故、公用車の交通事故、物品の損傷等であるものは、単発的な事案であることなどから、監査対象から除外した。

※ 行政監査(平成23年度実施分)については、25種の収入金について監査を実施したが、このうち、平成25年度の収入未済額が平成21年度の収入未済額より増加している4種の収入金の徴収事務を対象とした。

## 4 監査の方法

監査対象部局に対し、調査表の提出を求め、その回答により是正・改善状況の概要を把握するなどして、定期監査と同時期に監査を行った。

## 5 監査の実施期間

平成26年11月から平成27年7月まで

## 第2 監査結果等

監査の結果については、是正・改善が不十分と認められるものについて、①過去に是正・改善を求めた内容(過去の監査結果・改善意見)、これに基づく、②部局における措置状況等(改善策等)、③今回の監査結果、④改善意見などを記載した。

なお、①及び②については公表済であることから、当該公表の内容をそのまま記載した。

## 1 定期監査

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理について、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて実施するもので、この監査の指摘等に対する今回の監査の結果等は、次のとおりとなっている。

### (1) 監査の実施状況

区 分	今回監査対象件数(件)	是正等が不十分なもの(件)		
			当該部局	特定事業
工事監査以外	1, 4 4 5	1 2	1 0	2
工 事 監 査	2 0 7	2	0	2
合 計	1, 6 5 2	1 4	1 0	4

※ 工事監査とは、工事の設計、積算、施工などを対象とした監査である。

### (2) 工事監査以外

#### ア 指摘等をした当該部局における是正・改善状況

##### (7) 会計年度所属区分を誤って収納しているもの（水産林務部）

#### ○過去に是正・改善を求めた事項（平成22年度）

##### 【内容】

水産業改良普及指導受託事業収入については、納入通知書を発した日の属する年度の収入としなければならないが、平成23年度に調定を行ったにもかかわらず、平成22年度の収入としているものが、3件、180万7,609円あった。

##### 【部局における措置状況等】

受託事業収入の会計年度処理区分に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

#### ○今回の監査結果

##### 【内容】

水産業改良普及指導受託事業収入については、納入通知書を発した日の属する年度の収入としなければならないが、平成27年度に納入通知書を発したにもかかわらず、平成26年度の収入としているものが、1件、147万8,841円あった。

##### 【発生原因】

関係法令に関する理解不足が原因と考えられる。

##### 【改善意見】

水産業改良普及指導受託事業収入の取扱いについては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行うこと。

**(イ) 生活保護費返還金等の徴収事務等を適切に行っていないもの**

**(渡島総合振興局)**

**○過去に是正・改善を求めた事項（平成22年度）**

**【内容】**

生活保護費返還金等の徴収事務において、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、滞納の実態や動向を把握して適切に納付を督促し、滞納額の解消に努めなければならないが、これらの事務処理を適切に行っていないものがあった。

**【部局における措置状況等】**

生活保護費返還金等の事務処理に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めます。

**○今回の監査結果**

**【内容】**

生活保護費返還金等の滞納整理に当たっては、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書、電話等による催告を行わなければならないが、平成26年度において、これを行っていなかった。

**【発生原因】**

文書、電話等による催告の必要性を十分理解せずに、滞納者の経済状況が厳しいときは、催告を行わなくても良いと認識していたことが原因と考えられる。

**【改善意見】**

生活保護費返還金等について、督促後、なお納付のない滞納者に対しては、文書や電話等による催告を行うこととし、さらに、滞納者の実態や経済的な状況を調査の上、滞納の状況に即した滞納処分を行い、滞納額の圧縮に努めること。

また、徴収対策の方法等について重点的に検討すること。

**(ウ) 旅費が過払いとなっているもの（羽幌病院）**

**○過去に是正・改善を求めた事項（平成24年度）**

**【内容】**

赴任旅費の支給において、扶養親族でない者を扶養親族移転料の支給対象としたことから、過払いとなっているものが、1件、11万7,106円あった。

また、赴任者と扶養親族が1台の自動車を使用し赴任に伴う旅行を行った場合、扶養親族移転料を調整して支給しなければならないが、この調整を行わなかったことから、過払いとなっているものが、1件、9,910円あった。

**【部局における措置状況等】**

赴任旅費の支給については、前所属の関係書類を十分確認するとともに、出納局が開催する財務事務に係る研修会に参加するなどして、旅費に関する関係法令等の理解の促進を図り、適正な事務処理に努めます。

**○今回の監査結果**

**【内容】**

赴任旅費の支給において、水路50キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、1日当たりの定額の2分の1に相当する額としなければならないが、赴任の際扶養親族を移転しない場合の移転料に加算する離島地域の加算額は、定額の2分の1に相当する額としなければならないが、これらの調整を行わなかったことから、過払いとなっているものが、1件、1万4,600円あった。

また、赴任に伴う旅行で自動車を使用する場合の車賃の額は、自動車を使用しない場合に支給することとなる鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の合計額を限度としなければならないが、これを超える額を支給したため、過払いとなっているものが、1件、4,476円あった。

**【発生原因】**

旅行命令及び支出命令の段階で旅費内訳の精査を十分に行っていなかったことが原因と考えられる。

**【改善意見】**

旅費の支給に当たっては、旅行命令及び支出命令の各段階において、決裁に携わる職員が旅費内訳の精査・確認を十分行うこと。

**(イ) 補助指令書に必要な交付条件を記載していないもの（胆振総合振興局）**

**○過去に是正・改善を求めた事項（平成22年度）**

**【内容】**

補助金の交付決定に当たっては、必要な交付条件を付すこととされているが、これを行っていないものがあった。

**【部局における措置状況等】**

補助金の交付決定に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

**○今回の監査結果**

**【内容】**

補助金の交付決定に当たっては、必要な交付条件を付すこととされているが、補助事業の執行に重要な条項を補助指令書に記載していないものが

あった。

**【発生原因】**

補助指令書の記載内容を見直すに当たって、必要な交付条件について、理解することなく、見直しを行ったことが原因と考えられる。

**【改善意見】**

補助指令書を作成するときは、当該指令書に記載すべき必要な条件を十分理解の上、作成するとともに、決裁に当たっては、その内容を確認すること。

**(オ) 検査員が事実と異なるもの（羽幌病院）**

**○過去に是正・改善を求めた事項（平成21年度、平成22年度）**

**【内容】**

白衣等の物品に係る洗濯業務において、指定された検査員がクリーニングの履行確認のための検査を行ったときは、クリーニング発注記録票の所定欄に、当該検査員がその結果を表示することとされているが、当該検査員以外の者が検査を行ったにもかかわらず、当該検査員がその結果を表示し、処理しているものがあった。（平成21年度）

**【部局における措置状況等】**

白衣等の物品に係る洗濯業務における履行確認の検査に当たっては、関係法令等に基づき、適正な事務処理に努めます。（平成21年度）

**○今回の監査結果**

**【内容】**

白衣等の洗濯業務において、検査員がクリーニングの履行確認の検査を行ったときは、クリーニング発注記録票の所定欄に、実際に検査を行った検査員がその結果を表示することとされているが、検査当日に在勤していない検査員が、検査を行ったとしているものがあった。

**【発生原因】**

クリーニングの検査については、2人の検査員が指定されているが、クリーニングの給付があったときに2人とも不在であったため、検査員の指定を受けていない他の者が検査を実施し、翌日に検査員に報告を行い、当該検査員が遑って押印していた。

以上のとおり検査及び検査員の役割を十分認識しないまま事務処理に当たっていたことが原因と考えられる。

**【改善意見】**

クリーニング等の検査に当たっては、検査の必要性を十分認識した上で

検査員が検査を行うこと。

また、監査で指摘等された事項については、関係職員がその内容を確認した上で適切な事務処理を行うこと。

#### (カ) 物品購入代金の支出を行っていないもの（日高振興局）

##### ○過去に是正・改善を求めた事項（平成21年度）

###### 【内容】

物品購入代金の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限までに支出していないものが、1件、6万900円あった。

###### 【部局における措置状況等】

物品購入代金の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

##### ○今回の監査結果

###### 【内容】

需用費及び役務費の執行において、代金の支出は、契約の相手方と書面により支払期限を約定したときは、その期限までに支払わなければならないが、支出が遅延しているものが、5件、8万172円あった。

###### 【発生原因】

支払い漏れや支出遅延が生じないよう支出に関し留意をしていたが、人事異動で職員が入れ替わっていく中で、支払い漏れ防止等に対する意識が希薄になり、期限を遵守して適切な支払いが行われているかのチェックがおろそかになったことが原因と考えられる。

###### 【改善意見】

支出事務に当たっては、支払い漏れや支出遅延が生じないよう、チェック体制を強化するとともに、各職員に十分な責任を持たせ、再発防止に努めること。

また、人事異動の際には、事務引継ぎ等を確実に行うこと。

#### (キ) 失格とすべき者を落札者としているもの（札幌高等技術専門学院）

##### ○過去に是正・改善を求めた事項（平成25年度）

###### 【内容】

庁舎清掃等業務委託契約において、一般管理費等の算定を誤り、予定価格及び最低制限価格を低く設定したことから失格とすべき者を落札者としていた。

**【部局における改善策等】**

庁舎清掃等業務委託に係る予定価格及び最低制限価格の積算に当たっては、今後、「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の取扱いについて」等関係通知に十分留意するとともに、委託業務算定基準を遵守し、適正な事務処理に努めます。

**○今回の監査結果**

**【内容】**

庁舎清掃業務委託契約において、最低制限価格の算定を誤りこれを低く設定したことから、失格とすべき者を落札者としていた。

**【発生原因】**

指摘等のあった後、関係職員に対し、関係通知等に十分留意し、委託業務算定基準を遵守した上で、適正な事務処理に努めるよう周知していたが、その後、課内において通知の内容を十分確認することなく業務に当たったことが原因と考えられる。

**【改善意見】**

庁舎清掃等業務に係る予定価格及び最低制限価格の積算に当たっては、委託業務算定基準を遵守し、適正な事務処理に努めること。  
また、決裁に当たっては、積算等の内容について確認すること。

**(ク) 委託業務に伴う取得物件の処理を適切に行っていないもの（保健福祉部）**

**○過去に是正・改善を求めた事項（平成22年度、平成23年度）**

**【内容】**

委託業務の契約において、委託業務の処理に伴い生じた物件があるときは、委託契約書により当該委託業務の完了後、直ちに道に移転することとされているが、これを行わせていないものがあった。（平成22年度）

**【部局における措置状況等】**

委託業務契約に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。（平成22年度）

**○今回の監査結果**

**【内容】**

委託業務の契約において、委託料により取得した物件又は権利があるときは、当該委託業務の完了後、直ちに道に移転することとされているが、これを行わせていないものがあった。

**【発生原因】**

委託業務に係る契約条項を十分確認していなかったことや、人事異動に

伴う事務処理の引継ぎ漏れが原因と考えられる。

**【改善意見】**

委託業務の完了報告があったときは、当該契約の条項どおりの履行が適切に行われているかのほか、道に移転すべき取得した物件がないか等についても、十分確認すること。

また、人事異動の際には、事務引継ぎ等を確実に行うこと。

**(ケ) 生産品の売払手続等が不適切なもの（富良野緑峰高校）**

**○過去に是正・改善を求めた事項（平成23年度）**

**【内容】**

生産品を売り払おうとするときは、売払予定価格を定めた上で、売り払わなければならないが、予定価格を定めないまま、売払いを行っているものがあった。

**【部局における措置状況等】**

生産品の売払いに当たっては、予定価格を定めるなど関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めます。

**○今回の監査結果**

**【内容】**

生徒の実習により物品の生産があった場合は、その旨を報告し、現品を確認の上、生産品受入（処分）決定書により受入れ及び処分の方法等を決定し、それらの生産品を売り払おうとする場合は、物品売払決定書により売払いを決定しなければならないが、これら一連の手続を行わずに売り払っているものが、17件、224万2,088円あった。

**【発生原因】**

関係法令に関する理解不足や事務室内での事務処理の確認が不十分であったことが原因と考えられる。

**【改善意見】**

生産品の売払いに当たっては、物品売払決定書により売払いを決定するなど関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めること。

また、決裁を行う者にあっては、必要な決定書が事前に作成されているか確認を行うこと。

## (ウ) 物品の亡失（胆振総合振興局）

### ○過去に是正・改善を求めた事項（平成23年度）

#### 【内容】

ダム建設付替道路の改良工事による工事発生材の売払いに当たって、当該発生材の亡失により、1件、17万9,795円の損失があった。

#### 【部局における措置状況等】

工事発生材の管理に当たって、関係法令等を遵守するとともに、厳正な管理等を図るため、「工事発生材の取扱い」を改正して、会議及び研修会等において周知するなど、適正な管理に努めます。

### ○今回の監査結果

#### 【内容】

工事発生材の亡失により、1件、28万円相当の損失があった。

#### 【発生原因】

工事発生材を保管していた資材置場は、平時から施錠管理しており、車両による進入が不可能であることから、盗難防止対策については万全を期しているものと部局においては認識していた。

そのため、工事発生材の取扱いについて（平成23年5月30日付け胆室建行第357号室蘭建設管理部長通知）で定められている「①発生材をブルーシートで覆う、②公物管理パトロール時に目視で確認」することを怠っていたこと等が原因と考えられる。

#### 【改善意見】

工事発生材を保管するときは、資材置場の立地を考慮し管理することが必要であるが、盗難等の可能性も視野に入れ、適切な保管をすること。

また、工事発生材の取扱いについて（平成27年6月8日付け胆室建行第374号建設行政課長通知）により適切に管理すること。

## イ 特定事業における是正・改善状況

部局により事務処理方法や取組が異なり、合規性、経済性、効率性、有効性の視点から、制度を所管している本庁に対して検討を求めたものや、一定規模以上の事業を複数の部局で実施していて、是正・改善の効果が広範に及ぶものなど、特に確認の必要があるものを特定事業として選定し、当該特定事業を執行している部局の事務処理等の状況を確認した。

なお、工事監査においても、同様の趣旨により特定事業を選定した。

## (7) 郵便貯金等の差押えに係る払戻証書の取扱いについて

### ○過去に是正・改善を求めた事項（平成25年度総務部検討事項）

### 【内容】

郵便貯金等の差押において、ゆうちょ銀行から差押金額に係る払戻証書が郵送された場合、徴税吏員（歳入歳出外現金等取扱員）は、当該証書を郵便局において現金化し、指定金融機関に寄託しているが、差押金額等が示されている払戻証書の管理について明確な規定がないことから、整理簿等で管理しているものや当該証書の写しのみを保管しているものなど、各総合振興局等において取扱いが区々となっている。

また、払戻証書の写しを保管していないため、差押金額を確認できない状態となっているものがあつたことから、現金等の事故防止の観点から適切な取扱方法について検討する必要がある。

### 【部局における改善策等】

平成26年5月30日付け事務連絡により、次のとおり各総合振興局等に周知した。

- a 郵送により払戻証書の送付があつた場合  
道税収入管理事務処理要領（昭和47年3月18日付け税務第145号総務部長通達）第8の2に基づき、払戻証書の保管事務を行うこと。
- b 払戻証書の払戻しを行う場合  
歳入歳出外現金の受払いに係る決裁に準じて決裁を受けること。この場合、当該貯金払戻証書の写しを添付すること。

### ○今回の監査結果

#### 【確認内容】

- a 郵送により払戻証書の送付があつた場合において、寄託するまでの間は、当該寄託金を金庫に保管するとともに、適切に受払を行っているか。
- b 払戻証書の払戻しを行うときは、決裁に当該証書の写しを添付し、差押金額を確認しているか。  
また、事後においても、差押金額を確認できるものとなっているか。

#### 【確認結果】

対象部局数 21部局（各（総合）振興局地域政策部及び道税事務所）

監査の結果、是正・改善を要する事項は認められなかった。

### (イ) 精神障がい者地域生活支援事業委託業務に係る積算方法等について

#### ○過去に是正・改善を求めた事項（平成24年度保健福祉部検討事項）

#### 【内容】

精神障がい者地域生活支援事業委託業務の執行において、受託者の人件費に係る年間積算時間数と実績の時間数が大幅にかい離していると認められることから、委託料の適切な積算方法や精算方法等について、検討する

必要がある。

#### 【部局における措置状況等】

委託業務における委託料の積算に当たっては、事業の実態を踏まえ、過去の活動実績や収支計算書を参考とすることはもとより、活動実態を踏まえた適切な内容となるよう指導を行い、適切な事務処理に努めます。

また、委託業務の実績報告時における現地調査において、受託先の就業規則や本委託業務の活動実績等に基づく適切な額であることを業務日誌や活動記録などにより確認するよう、周知徹底しました。

#### ○今回の監査結果

##### 【確認内容】

a 地域体制整備コーディネーター（支援センター長）の業務については、兼任を認めていることから、委託先法人が道の委託業務と道以外からの事業を受託又は補助を受けて実施する場合があります、このような同一人が複数の事業を兼務している場合における人件費の積算が、適切に算出（按分）されているか。

また、人件費の積算時間数と実績時間数がかい離していないか。

b 実績報告において、人件費の実績額を算出した根拠が法人の就業規則や委託業務の活動実績等に基づく適切な額となっているか。

##### 【確認結果】

対象部局数 16部局（平成25年度に当該事業を実施している（総合振興局保健行政室及び地域保健室）

a 委託料の積算（按分）については、過去の活動実績を踏まえた内容となっておらず、積算時間数と実績時間数が、かい離しているものがあった。

b 実績報告において、地域体制整備コーディネーターの人件費の額は法人の就業規則や委託業務の活動実績等に基づく適切な金額となっていた。

##### 【改善意見】

委託料の積算に当たっては、過去の実績報告における地域体制整備コーディネーターの従事時間数や業務に従事する職員の給与の額を調査するなどして、適切な従事時間数や単価となるよう、さらに検討する必要がある。

#### (ウ) 道路等の照明用ランプの交換について

#### ○過去に是正・改善を求めた事項（平成24年度建設部指導事項）

##### 【内容】

道路等の照明ランプに係る電力会社との電気需給契約において、道路照

明ランプを消費電力の少ない規格のものに交換した際は、電気需給契約の契約容量を変更しなければならないが、契約容量の変更を行わず電気料金を支払っているものや、契約容量の変更手続は行っているが、手続後の契約容量の確認を行わず電気料金を支払っているものがあつたことから、不経済な支出となっているものがあつた。

#### 【部局における措置状況等】

道路等の照明ランプに係る電力会社との電気需給契約に当たっては、関係法令を遵守し、照明ランプの交換等により電力需給契約の変更が生じた場合は、関係課において変更した契約内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。

### ○今回の監査結果

#### 【確認内容】

- a 道路照明台帳等は整備されているか。
- b 台帳へ記載しないまま、ランプの交換に際し、水銀ランプからナトリウムランプ、ナトリウムランプから高能率のナトリウムランプやLEDランプに変更しているものはないか。
- c ランプの交換に際し、契約変更が必要なものはないか。
- d 契約変更の届出は速やかに行われているか。
- e 契約（申請）内容と請求書の内容（支払額）は一致しているか。

#### 【確認結果】

対象部局数 10部局（各（総合）振興局建設管理部）

監査の結果、是正・改善を要する事項は認められなかった。

### (I) 警備業務委託の適切な執行方法等について

#### ○過去に是正・改善を求めた事項（平成25年度経済部検討事項）

#### 【内容】

庁舎等警備業務委託の執行において、有人警備業務は開庁日の職員勤務時間外及び週休日等に、訓練生や行政財産使用許可を受けた者が庁舎を使用する際の庁舎管理を行うことを目的として実施しているが、庁舎を使用していないため有人警備の必要のない日についても業務が行われていることから、委託業務の適切な執行方法等について検討を行う必要がある。

#### 【部局における改善策等】

庁舎等警備業務委託の執行に当たっては、週休日等における有人警備を実施する日数について、過去の実績をもとに精査し、過剰な日数とならないように適切な日数設定とするよう各高等技術専門学院に指導する。

## ○今回の監査結果

### 【確認内容】

週休日等の有人警備の日数について、見直しが図られているか。

### 【確認結果】

対象部局数 8部局（各高等技術専門学院）

週休日等における有人警備の実施は、行政財産使用許可を受けた者が使用する場合が大半を占めることから、過去の使用実績を踏まえて、有人警備を実施する日を特定した結果、日数の削減が図られていた。

一方、開庁日の勤務時間外における有人警備については、行政財産使用許可を受けた者の使用実績は把握できるものの、課業終了後の訓練生の実習等による使用を把握できない（資料が整備されていない）として、有人警備の必要性について特段の見直しが図られていない状況となっていた。

### 【改善意見】

開庁日の中でも夏季、冬季等の長期休業期間については、訓練生の課業がなく、行政財産の使用状況は、週休日等と同様であり、過去の使用実績の確認が可能であることから、有人警備が必要な時間数について、さらに検討を行う必要がある。

## (カ) 警備業務委託の適切な執行方法等について

### ○過去に是正・改善を求めた事項（平成24年度教育庁検討事項）

#### 【内容】

道立学校警備業務委託の執行において、警備業務は週休日等に部活動や講習等で校舎を使用する際の学校管理を行うことを主な目的として実施しているが、部活動等が行われていない週休日等についても警備業務が行われているほか、警備が開始される前に部活動が行われているものや警備が終了した後まで部活動が行われているものなど、警備業務の必要性等が明らかとなっていないことから、委託業務の適切な執行方法等について、検討する必要がある。

#### 【部局における措置状況等】

道立学校警備業務委託の執行に当たっては、生徒等の登校がない週休日等には有人警備を実施しないなど、警備業務の必要性を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。

## ○今回の監査結果

### 【確認内容】

- a 有人警備業務の必要性が明らかとなっているか。
- b 生徒が登校していない週休日等に有人警備が行われていないか。

### 【確認結果】

対象部局数 25部局

〔 有人警備を実施している道立学校のうち、平成26年12月以降に  
実地監査を実施した学校 〕

道立学校警備業務委託の執行に当たっては、生徒等が登校していない週休日等には有人警備を実施しないなど、委託業務の執行方法等の事務処理を改善しており、是正・改善を要する事項は認められなかった。

なお、平成24年度に是正・改善を求め、教育庁が見直しを行った結果、道立学校全体の平成26年度の契約実績額は、平成24年度の契約実績額と比べると約2億1,296万円、比率では84.2%の減少と大幅な削減となっている。

### 【参考】

道立高等学校等有人警備契約実績

年度	総学校数	実施校数	契約額	対H24減少額	対H24減少率
H24	212校	210校	252,925,602円		
H25	208校	204校	214,065,106円	△38,860,496円	△15.4%
H26	207校	89校	39,956,799円	△212,968,803円	△84.2%

## (3) 工事監査

### ア 指摘等をした当該部局における是正・改善状況

対象部局数 15部局（建設部及び各（総合）振興局）

207件の指摘等の件数について監査を行った結果、是正・改善を要する事項は認められなかった。

### イ 特定事業における是正・改善状況

#### (7) 建設発生土の利用を促進するための取扱いについて

○過去に是正・改善を求めた事項（平成24年度建設部検討事項）

#### 【内容】

道路工事において、工事で発生する建設発生土については、建設管理部内での利用を積極的に行い、建設管理部内で調整できないものは、国、道などの機関で構成される地域建設副産物対策連絡協議会での利用の調整を図ることとされているが、これを行っていないものが複数見受けられた。

建設部では、協議会での利用の調整等について、建設管理部へ通知してきたが、部内における協議会との連絡調整や情報の登録に関する仕組みが不十分であることから、仕組みに関する適切な取扱いについて、検討する

必要がある。

#### 【部局における措置状況】

工事で発生する建設発生土の利用調整に当たっては、建設管理部内における協議会との連絡調整や情報の登録の仕組みに関する適切な取扱いについて検討した結果、建設管理部内における土砂バンク担当者を明確に決めて協議会へ通知したことで、協議会との連絡調整を容易かつ緊密に行えるようにしました。

また、土砂バンクを利用して建設発生土の有効活用を一層図るよう、土砂バンクの登録運用に関する資料を作成し配付するなどして、建設管理部担当職員へ改めて周知しました。

### ○今回の監査結果

#### 【確認内容】

改善措置を図ったことの周知の方法や、実際の事務処理の方法は適切か。

#### 【確認結果】

対象部局数            10部局（各（総合）振興局建設管理部）

建設発生土の利用調整に関して、建設管理部担当職員へ、土砂バンクの登録運用に関する資料を配布するなど周知を行っていた。

また、建設管理部内における土砂バンク担当者を明確に定めて協議会へ通知などしていた。

257件の工事における建設発生土の利用状況については、次のとおりとなっていた。

① 各建設管理部内の調整で有効利用した件数	83件 (32%)
② 地元市町村等との調整を図り、利用した件数	29件 (11%)
③ 流用土として適さないため残土として処理した件数	55件 (22%)
④ 土砂バンクへの登録件数	82件 (32%)
⑤ 土砂バンクへの登録を怠った（利用していない）件数	8件 (3%)

上記のとおり、通知に基づいた取扱いを行っているもの（①～④）が全体の97%を占めており、建設発生土の利用を促進するための取組が、概ね適切に行われていると認められた。

一方で、土砂バンクに登録を行っていない事例が、8件あった。

#### 【改善意見】

工事で発生する建設発生土については、建設管理部内等で利用調整が図られた土砂や、流用土として適さない建設発生土を除いて、土砂バンクの利用による有効活用が図られるよう、土砂バンクへの登録を行うこと。

## (イ) 捨土等の同意手続に関する取扱いについて

### ○過去に是正・改善を求めた事項（平成23年度建設部検討事項）

#### 【内容】

河川工事等において、残土等を流用して私有地に盛土及び捨土を行うに当たり、工事発注前に土地所有者から土地の形状を改変することなどに対する同意書等を得る必要があるが、これを得ていないものが複数見受けられた。

土地所有者の同意等のための手続については、発注に先立ち事前協議等を行っているものの、書面により確実に同意等を得るための仕組みが不十分であることから、その手続に関する適切な取扱いについて検討する必要がある。

#### 【部局における措置状況】

土地所有者の同意等のための手続に当たっては、書面により確実に同意等を得るための仕組みに関する適切な取扱いを検討した結果、トータルマネージャーを活用することとし、各建設管理部へ通知しました。

### ○今回の監査結果

#### 【確認内容】

改善措置を図ったことの周知の方法や、実際の事務処理の方法は適切か。

#### 【確認結果】

確認対象部局数 10部局（各（総合）振興局建設管理部）

捨土等の取扱いに関するトータルマネージャーの活用については、平成25年2月20日付け事務連絡により、各建設管理部へ周知を行っていた。

257件の工事について、捨土等の同意手続等を確認した結果は、次のとおりとなっていた。

① 全量有効利用した件数	54件（21%）
② 北海道管理敷地に堆積した件数	24件（9%）
③ 書面により事前承諾を行った件数（私・公有地）	152件（59%）
④ 有料の処分場所に運搬した件数	18件（7%）
⑤ 口頭により承諾を得ている件数	9件（4%）

上記のとおり、①から④が全体の96%を占めており、捨土等の同意手続に関する取組等について、各建設管理部に周知され、概ね改善が図られていた。

一方で、口頭により承諾を得たものの書面を取り交わしていない事例が、9件あった。

#### 【改善意見】

捨土等の同意手続に関する取扱いについては、土地所有者から口頭により事前承諾を得た場合においても、書面により承諾を得るなど、適切な取

扱いを行うこと。

#### (ウ) 植生工の選定基準について

##### ○過去に是正・改善を求めた事項（平成22年度水産林務部検討事項）

###### 【内容】

林道工事において、切土法面の緑化に当たり、より安価な張芝工ではなく、高価な有機材散布工により実施していた。緑化工法については、林道事業設計指針に基づき、複数の工法の中から選定されるものであるが、施工条件や技術的な対応など、その選定基準が明確となっていないことから、具体的な取扱いについて検討する必要がある。

###### 【部局における措置状況】

林道工事の緑化工法については、適用基準の取扱いを検討し、林道事業設計指針の改正（平成23年3月28日）を行い、各部局に通知しました。

##### ○今回の監査結果

###### 【確認内容】

改善措置を図ったことの周知の方法や、工事における工法の選定の考え方は適切か。

###### 【確認結果】

確認対象部局数 14部局（各（総合）振興局林務課・森林室）

35件の林道工事について、緑化工法の選定の方法について確認を行った結果、次のとおりとなっていた。

###### 確認結果（複数回答）

① 植生工法選定フロー図による選定	31件
② 植生工法適用条件表による選定	30件
③ 隣接区間等の実績による選定	17件
④ 秋期工事による植生の選定	3件
⑤ 特に検討をしていない	0件

上記のとおり、特に検討を行わずに植生工を選定したものはなく、基準に沿った選定方法が選択されており、指針の改正が周知され、改善が図られていた。

## **2 随時監査**

随時監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）は、定期監査と同様に財務に関する事務の執行等について監査を行うもので、監査実施時期を定めず、監査委員が必要であると認めるときに、監査を実施するものとなっている。この監査の指摘等に対する今回の監査の結果は、次のとおりとなっている。

なお、過去5年間の随時監査の実施状況は、次のとおりとなっている。

- ・平成21年度 道立学校の分校や地方機関30部局を対象とした監査

- ・平成22年度 (総合) 振興局の出先機関及び地方機関、道立学校30部局を対象とした監査
- ・平成23年度 定期監査において書面監査を予定している部局のうち、30部局を対象とした監査
- ・平成24年度 地方機関32部局を対象とした監査
- ・平成25年度 教育庁が実施した支払状況点検調査により、不適切な事態が判明した道立学校など28部局を対象とした監査
- ・平成21年度 工事を対象とした監査 (対象部局数 平成21年度：32部局、  
～平成25年度 平成22年度：17部局、平成23年度：16部局、平成24年度：16部局、平成25年度：16部局)

### (1) 監査の実施状況

区 分	今回監査対象件数 (件)	是正等が不十分なもの (件)
工事監査以外	31	0
工事監査	215	0
合 計	246	0

### (2) 工事監査以外

#### 指摘等をした当該部局における是正・改善状況

31件の指摘等のあった事項について監査を行った結果、是正・改善を要する事項は認められなかった。

### (3) 工事監査

#### 指摘等をした当該部局における是正・改善状況

215件の指摘等のあった事項について監査を行った結果、是正・改善を要する事項は認められなかった。

## 3 行政監査

行政監査（地方自治法第199条第2項）は、監査委員が必要があると認めるときに、財務に関する監査以外に一般行政事務の執行について監査を実施するもので、この監査の指摘等に対する今回の監査の結果等は、次のとおりとなっている。

年 度	今回監査対象件数 (件)	是正等が不十分なもの (件)
平成21年度	99	0
平成22年度	113	2
平成23年度	49	6
平成24年度	15	0
平成25年度	43	0
合 計	319	8



#### 【内容】

交付要綱において、財産処分制限の対象を「補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具」としていながら、他方で対象経費として「備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）」としており、また、指令書において、財産処分制限の対象を「補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具」としており、要綱自体に齟齬があり、指令書が要綱と合致しない内容となっていた。

#### 【過去の改善意見】

補助金等交付規則及び同運用方針等の法令等を踏まえ、交付要綱の内容を十分に精査するとともに、指令書に付する交付条件は交付要綱と整合性を図るようすること。

#### 【措置状況】

交付要綱の制定等に当たっては、関係法令等を踏まえ内容を十分精査するとともに、指令書との整合を図るなど、適正な事務処理に努めます。

### ○今回の監査結果

#### 【内容】

補助指令書に必要事項の記載が漏れており、交付要綱との整合性が図られていなかった。

#### 【改善意見】

補助指令書に付す交付条件は、交付要綱と整合性を図るようすること。

### イ 身体障害者補助犬育成事業（是正・改善を要する事項 1件）

#### 補助金の交付決定が遅延しているものなど

### ○過去に是正・改善を求めた事項

#### 【内容】

身体障害者補助犬育成事業において、国費の交付決定通知が8月下旬であったが、交付決定の決裁等に時間を要し、交付決定が12月上旬となっていた。

#### 【過去の改善意見】

国より補助金の交付決定の通知があったときは、速やかに交付事務を行うこと。

#### 【措置状況】

国の補助金の交付決定通知を受けた際は、関係法令等に基づき、速やかな交付事務の処理に努めます。

### ○今回の監査結果

## 【内容】

国からの補助金の交付決定通知が11月下旬であったが、道の交付決定が翌年3月下旬となっていた。

## 【改善意見】

国から補助金の交付決定の通知があったときは、速やかに交付事務を行うこと。

### (3) 平成23年度行政監査（税外諸収入の収入未済金に係る徴収事務等について）

11種の貸付金、3種の使用料、11種のその他の収入金の計25種の収入金について、①貸付金等の貸付事務等は適切に行われているか、②貸付金等の収入未済金の徴収事務は適切に行われているか、③徴収等に係る体制は整備されているか、④平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかを着眼点として監査を実施し、142件の改善意見により、是正・改善を求めた。そのうち、平成25年度の収入未済額が平成21年度の収入未済額より増加している次の4種の収入金の徴収事務を対象として、是正・改善を求めた49件の改善意見について、是正等が図られているかについて監査を実施した。

なお、主な改善意見は次のとおりであった。

- 母子福祉資金貸付金収入等（母子福祉資金貸付金収入・寡婦福祉資金貸付金収入・遺児福祉修学資金貸付金収入）
  - ・ 貸付決定時において、貸付けの必要性等を明らかとするよう検討すること。
  - ・ 貸付決定に当たっては、原則、面接を行い、その結果を記録すること。
  - ・ 滞納整理票を作成するとともに適期に催告等、滞納整理を行うこと。
  - ・ 強制執行等に係る手続の可否について検討すること。
  - ・ 徴収事務等について、複数職員による組織的、一体的な取組を検討すること。
- 看護職員等養成修学資金貸付金収入
  - ・ 督促により指定した期限を経過してもなお納付しない者に対しては、文書や電話などによる催告を適切に行い、収入の確保に努めること。
  - ・ 督促した後、相当の期間を経過しても貸付金が返還されない場合は、連帯保証人に対して催告を行うこと。
  - ・ 看護職員等養成修学資金貸付金収入については、債権の整理を行った上で、長期間納付のない者に対しては強制執行等の措置をとることについて検討すること。
- 生活保護費返還金収入等（生活保護費返還金収入・生活保護費戻入（雑入））
  - ・ 滞納整理票は、生活保護債権管理マニュアルに基づき作成するとともに、納付の状況や催告等の経過を記録すること。  
また、収納時は明確に記録すること。
  - ・ 電話や文書、訪問等による催告を適期に行うなど、滞納の実態に即した滞納整理を実施すること。
  - ・ 所在不明となった滞納者については、ケースワーカーや市町村等関係機関に確認するなど連携を図り、転出先等の調査を実施すること。

- ・ 一度も納付のない者や長期間納付のない者については、必要な調査の実施により債権の整理を行い、強制執行等の措置を検討すること。
  - ・ 返済計画書の提出により債務を承認させ時効中断の措置を行うなど、滞納者への折衝を行い、漫然と時効を完成させない取組を行うこと。
- 公立高等学校奨学資金貸付金収入等（公立高等学校奨学資金貸付金収入・公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金返還金）
- ・ 貸付台帳に債権の発生から消滅に係る経過等を記録し債権管理を適切に行うこと。
  - ・ 文書による催告のほか、電話などによる催告を適切に行い、収入の確保に努めること。  
また、必要に応じ、保証人に対しても催告を実施すること。
  - ・ 長期間納付のない者に対しては、簡易裁判所に対して支払督促申立を行うなどの法的措置について検討すること。

**【確認結果】**

対象件数	49件
うち、是正・改善が不十分なもの	6件

**ア 母子福祉資金貸付金収入等（是正・改善を要する事項 1件）  
強制執行等に係る手続を行っていないもの**

○過去に是正・改善を求めた事項

**【内容】**

簡易裁判所への支払督促の申立てや借受人の財産調査を実施したことはなく、また、強制執行等の措置を講じた事例も認められなかった。

**【過去の改善意見】**

強制執行等に係る手続の可否について、検討すること。

**【措置状況】**

支払督促の申立て等、法的措置に係る手続のあり方については、他都府県等の取組状況を参考としながら、引き続き具体的な手法や対象とする債務者の選定基準等を検討します。

○今回の監査結果

**【内容】**

簡易裁判所への支払督促の申立てや借受人の財産調査を実施したことはなく、強制執行等の措置を講じた事例も認められなかった。

また、法的措置に係る手続の可否について、検討されていない。

**【改善意見】**

支払督促の申立て等、法的措置に係る手続の可否について、速やかに検

討すること。

## イ 看護職員等養成修学資金貸付金収入（是正・改善を要する事項 1件） 強制執行等に向けた整理を行っていないもの

### ○過去に是正・改善を求めた事項

#### 【内容】

看護職員等養成修学資金貸付金収入については、地方自治法の規定により督促をした後相当の期間を経過してもなお納付されないときは、強制執行等の措置をとらなければならないこととされている債権であるが、これまでに強制執行等の措置をとった例はなく、強制執行等に向けた債権の整理も行っていなかった。

#### 【過去の改善意見】

看護職員等養成修学資金貸付金収入については、債権の整理を行った上で、長期間納付のない者に対しては強制執行等の措置をとることについて検討すること。

#### 【措置状況】

支払督促の申立て等、法的措置に係る手続のあり方については、他都府県等の取組状況を参考としながら、引き続き具体的な手法や対象とする債務者の選定基準等を検討します。

### ○今回の監査結果

#### 【内容】

簡易裁判所への支払督促の申立てを実施したことはなく、強制執行等の措置を講じた事例も認められなかった。

また、法的措置に係る手続の可否について、検討されていなかった。

#### 【改善意見】

支払督促の申立て等、法的措置に係る手続の可否について、速やかに検討すること。

## ウ 生活保護費返還金収入等（是正・改善を要する事項 3件）

### (7) 滞納整理票の作成等を行っていないもの

#### ○過去に是正・改善を求めた事項

#### 【内容】

収入未済金については、滞納整理票に納付の状況や文書、訪問督励等の処理経過を記録し決裁を行うこととされているが、滞納整理票を作成していないものや催告等の折衝経過を記録していないもの、収納日や督

促発付日が明確に記載されていないものなどがあった。

**【過去の改善意見】**

滞納整理票は、生活保護債権管理マニュアルに基づき作成するとともに、納付の状況や催告等の経過を記録すること。

また、収納日等は明確に記録すること。

**【措置状況】**

各（総合）振興局に対し、滞納整理票への記載項目を提示するとともに、催告活動を適切に行い、記録を整備するよう周知しました。

**○今回の監査結果**

**【内容】**

生活保護費返還金等の徴収事務において、納入義務者が納期限までに納付しないときは、滞納整理票を作成の上、収納が完結するまでの間、督促、催告等の処理経過を滞納整理票に記載しなければならないが、滞納整理票を作成していないものがあった。

**【改善意見】**

滞納整理票は、生活保護債権管理マニュアルに基づき作成するとともに、催告等の経過や納付の状況を記録すること。

**(イ) 催告を適切に行っていないもの**

**○過去に是正・改善を求めた事項**

**【内容】**

督促状の指定期限の経過後も納付されない場合は、電話や文書、訪問等により催告を行うこととされているが、これを長期間行っていないものや年に一度しか行っていないものなどがあった。

また、履行延期申請による返還計画が不履行となったものについて、催告等を行っていないものがあった。

**【過去の改善意見】**

電話や文書、訪問等による催告を適期に行うなど、滞納の実態に即した滞納整理を実施すること。

**【措置状況】**

各（総合）振興局に対し、滞納整理票への記載項目を提示するとともに、催告活動を適切に行い、記録を整備するよう周知しました。

**○今回の監査結果**

**【内容】**

生活保護費返還金等の滞納整理に当たっては、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書や電話等による催告を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。

**【改善意見】**

滞納整理に当たっては、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、適期に文書や電話等による催告を行うこと。

**(ウ) 強制執行等に向けた整理を行っていないもの**

**○過去に是正・改善を求めた事項**

**【内容】**

当該返還金収入等については、地方自治法施行令の規定により督促をした後、相当の期間を経過してもなお納付されないときは、強制執行等の措置をとらなければならないこととされている債権であるが、債務名義を取得するなど、これまでに強制執行等の措置をとった例はなく、また、強制執行等に向けた債権の整理を行っていないものがあった。

**【過去の改善意見】**

一度も納付のない者や長期間納付のない者については、必要な調査の実施により債権の整理を行い、強制執行等の措置を検討すること。

**【措置状況】**

支払督促の申立て等、法的措置に係る手続のあり方については、他都府県等の取組状況を参考としながら、引き続き具体的な手法や対象とする債務者の選定基準等を検討します。

**○今回の監査結果**

**【内容】**

簡易裁判所への支払督促の申立てを実施したことはなく、強制執行等の措置を講じた事例も認められなかった。

また、法的措置に係る手続の可否について、検討されていなかった。

**【今回の改善意見】**

支払督促の申立て等、法的措置に係る手続の可否について、速やかに検討すること。

**エ 公立高等学校奨学資金貸付金収入等（是正・改善を要する事項 1件）  
支払督促申立て等の法的措置に向けた整理を行っていないもの**

**○過去に是正・改善を求めた事項**

**【内容】**

奨学資金及び学資金の長期滞納者について、簡易裁判所に対して支払督促申立てを行うなどの法的措置による未収金の解消に向けた検討は行われていなかった。

**【過去の改善意見】**

長期間納付のない者に対しては、簡易裁判所に対して支払督促申立てを行うなどの法的措置について検討すること。

**【措置状況】**

長期間納付のない者に対しては、簡易裁判所に対し支払督促申立てを行うなどの法的措置について、引き続き検討します。

**○今回の監査結果****【内容】**

簡易裁判所への支払督促の申立てを実施した事例は認められなかった。

また、支払督促の申し立て等、法的措置に係る手続の可否について、検討されていなかった。

**【改善意見】**

支払督促の申し立て等、法的措置に係る手続の可否について、速やかに検討すること。

**(4) 平成24年度行政監査（広報・普及啓発事業の実施状況について）**

広報事業や啓発事業625事業について、①事業の計画は必要性や目的に沿ったものとなっているか、②事業の実施は経済性や効率性に配慮したものとなっているか、③事業成果の活用は、事業目的に沿った効果的なものとなっているかを着眼点として、監査を実施し、15件の改善意見により、是正・改善を求めており、平成26年度において継続している405事業を対象として、是正等が図られているかについて監査を実施した。

なお、主な改善意見は次のとおりであった。

- ・ 事業に係る成果指標等を設定していないもの
- ・ 無償の広報媒体の活用や、関係機関等と連携した事前広報などについて検討を要するもの
- ・ 参加者数、来場者数等を把握していないもの
- ・ アンケート調査の実施や、調査結果の活用について検討を要するもの
- ・ 事後の広報や、事業成果の周知方法等について、検討を要するもの

**【確認結果】**

対象件数 15件

監査を行った結果、是正・改善を要する事項は認められなかった。

#### (5) 平成25年度行政監査

##### (道の第二種普通財産(土地)の管理等について(行政財産の用途廃止事務を含む))

主に、第二種普通財産として所有する土地について、①土地の現状は、適切に把握されているか、②未利用地の処分は、計画的、効率的に行われているか、③土地の貸付において、貸付料の設定や貸付手続は、適切に行われているか、④行政財産及び第一種普通財産のうち、用途を喪失し、第二種普通財産として有効活用できるものはないかを着眼点として、監査を実施し、43件の是正・改善意見により是正・改善を求めており、これらについて、是正等が図られているかについて監査を実施した。

なお、主な改善意見は次のとおりであった。

- ・ 長年にわたり、道との貸付契約等がなく使用されているもの
- ・ 公有財産台帳の記載事項が誤っているものなど
- ・ 売却に向けた情報発信が十分でないもの
- ・ 貸付料の算出方法が誤っているもの
- ・ 施設の設置目的等を踏まえパークゴルフ場として所有する土地の有効活用の検討が必要なもの

##### 【確認結果】

対象件数 43件

監査を行った結果、是正・改善を要する事項は認められなかった。

## 4 財政的援助団体等監査

### (1) 監査の対象

財政的援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)は、監査委員が、必要があると認めるとき、又は知事の要求があるときに、道が財政的援助等を与えているものの出納その他の事務で、当該財政的援助に係るものについて監査を実施するもので、今回の行政監査では平成21年度から平成24年度までの財政的援助団体等監査において、当該団体を所管する道の関係部に対し是正・改善を求めた56事項を対象として監査を実施した。

この監査の指摘等に対する今回の監査の結果は、次のとおりとなっている。

### (2) 指摘等をした当該部局における是正・改善状況

監査を行った結果、是正・改善を要する事項は認められなかった。

なお、平成21年度から平成24年度までの財政的援助団体等の監査において、財政的援助団体への補助金の交付が、補助金交付要綱等に照らして過大であるなどとして、当該団体を所管する道の関係部に是正・改善を求め、これに基づき、返還された補助金が、是正・改善を求めた事項18件について、2,235万2,276円となっていることを確認した。

補助金名等	監査年月日	返納年月日	返納金額(円)
子育て支援対策費補助金	平成23年1月18日	平成23年3月25日	805,000
子育て支援対策費補助金	平成23年11月24日	平成24年2月29日	17,272
私立専修学校等管理運営費補助金	平成23年11月9日	平成23年12月15日	1,350,000
私立高等学校管理運営費補助金	平成25年1月16日	平成25年3月28日	1,900,000
地域づくり総合交付金	平成25年12月20日	平成26年4月24日	500,000
身体障害者福祉総合推進事業補助金	平成22年9月7日	平成22年12月24日	1,420,205
新人看護職員臨床実践能力向上研修支援事業費補助金	平成23年6月15日	平成24年4月16日	78,000
救急勤務医支援事業費補助金	平成23年9月14日	平成24年5月31日	640,000
障害者自立支援対策推進事業費補助金	平成23年9月22日	平成23年12月8日	98,000
介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金	平成23年12月8日	平成24年4月11日	1,583,000
福祉・介護人材の処遇改善事業交付金	平成24年11月7日	平成25年3月31日	199,920
離職者の安心生活支援事業補助金	平成25年10月3日	平成26年1月31日	388,000
道央圏地域医療再生計画事業費補助金など	平成25年11月14日 平成25年11月18日	平成26年9月26日 ほか	8,005,574
小規模事業指導推進費補助金(H19)	平成25年12月20日	平成26年5月26日	85,120
小規模事業指導推進費補助金(H22)	平成26年3月5日		586,509
商店街振興対策事業補助金	平成23年9月14日	平成23年12月22日	4,289,356
観光プロモーション推進事業補助金	平成25年7月2日	平成25年10月30日	342,000
長期滞在型観光促進事業等負担金	平成25年7月2日	平成25年10月30日	64,320
合計		18件	22,352,276

## 5 所見

今回、過去5年間に実施した定期監査、随時監査、行政監査及び財政的援助団体等監査において、是正・改善を求めた事項について、平成26年度時点における是正・改善の状況を把握するとともに、適切な是正・改善が行われていない事項に関して、その原因を分析し、改めて是正・改善を求めることなどにより、監査結果に基づく是正・改善の実効性が確保されるよう監査を実施した。その結果を踏まえて所見を述べる。

過去の定期監査において是正・改善を求めた1,652件の事項については、そのほとんどにおいて適切に是正・改善が行われ、今回の監査実施時まで、その状況が継続されており、監査の実効性は確保されていると認めるところである。

しかしながら、14件の事項について、是正・改善がされていないものや、是正・改善されたものの、その後、同様の事態が発生しているものが確認されたところである。

これらの発生原因については、適切な確認等を行わないまま事務を行ったもの、さらには、監査における指摘等の内容を十分確認・検証しないまま、従前どおりの事務を継続したもの、人事異動に伴う事務の引継ぎが適切でなかったものなどであった。

こうした事態の発生を防ぐためには、個々の職員が財務会計事務に関する知識や当該知識が必要であるとの意識を高めることはもとより、当該事務に携わる職員を監督する立場にある職員が積極的・適切に指導監督することが重要である。

また、決裁過程における適切なチェックにより内部牽制を機能させるとともに、人事異動時等における確実な事務の引継ぎを行うことなどにより、組織的な取組を行うことが重要である。

随時監査の結果においては、246件の事項について確認を行った結果、すべての事項について、是正・改善が継続されており、監査の結果の実効性が認められたところである。

行政監査の結果においては、319件の事項について確認を行った結果、平成21年度実施分（公の施設における指定管理者制度）、平成24年度実施分（広報・普及啓発事業の実施状況について）、平成25年度実施分（道の第二種普通財産（土地）の管理等について）については、是正・改善を行った状況が継続されており、監査の実効性が保たれていると認められるところである。

しかしながら、平成22年度実施分（補助事業等及び委託業務に係る審査等について）において、是正・改善が行われていないものが2件確認され、その内容は、補助金の補助指令書への必要事項の記載漏れなどという基本的な事務の誤りであった。

また、平成23年度実施分（税外諸収入の収入未済金に係る徴収事務等について）において、是正・改善が行われていないものが6件確認され、その発生原因としては、滞納整理における法的措置についての検討が消極的であったことや、滞納整理事務について、マニュアル等を確認することなく事務処理を行うなど、基本的な知識を習得することなく事務に当たっていること、膨大な件数の滞納を少人数で管理せざるをえないことなどであった。

今回監査の対象とした4種の収入金については、各担当部局において、収入未済額の解消に向けて様々な対策に取り組んでいると認識しているが、依然として収入未済額が多額となっており、さらに、今回の行政監査だけでなく、毎年度実施の定期監査においても、是正・改善を要する事項となっていることから、従来までの徴収対策のみならず、徴収組織体制の強化のための適切な職員配置や徴収事務に精通した職員の養成・配置などについても、検討する必要がある。

財政的援助団体等監査の結果においては、56件の事項について確認を行った結果、すべての事項で、是正・改善が継続されており、所管部局における財政的援助団体等の監査結果の実効性が認められたところである。

また、過大交付として是正・改善を求めた補助金等については、是正・改善を求めた事項18件について、2,235万2,276円が道に返還されていることが確認できた。

補助金の返還事案については、毎年度の財政的援助団体等の監査報告のたびに、指摘をしているところであり、補助金を所管する担当部署にあっては、額の確定後の返還が生じることのないよう、各補助金の交付要綱を熟知するとともに、額の確定にあっては、細部にわたる事実確認や支出等の適否の判断が必要な場合も多々あることから、現地調査を積極的に行うなど、適切な履行確認が必要である。

以上のとおり、今回の行政監査においては、ほとんどの監査対象部局において、是正・改善が行われ、監査時点において、これが継続されており、各監査の効果・実効性があることが認められたが、一部の監査対象部局において、所管事務についての適切な確認や検証、当該事務を所管する組織における全体としての対応を行っていれば、再発や放置を防ぐことができたと思われる事例も多数見受けられた。

今後は、監査の結果、是正・改善を要する事項があるとされた場合にあっては、これを真摯に受け止め、組織として適切に対応することを望むものである。

特に、今回監査の対象とした4種の収入金を含めた収入未済金に係る徴収事務については、徴収を担当する個々の職員の知識や意識を高めることはもとより、当該事務に対する管理職員の積極的な指導など、組織的な取組が極めて重要である。

最後に、教育庁においては、3E（経済性・効率性・有効性）の観点からの監査委員の指摘等を受け、道立学校の警備業務の方法を見直したことにより、委託料の削減額が、約2億1,300万円（平成24年度契約額：2億5,292万円→平成26年度契約額：3,995万円）となったところである。

このように、コスト意識を持ち業務を見直すことで経費削減に結びつくこともあることから、各職員、特に管理職員にあっては日頃から3Eの意識を持って、不断に業務を見直すことによって、より効果的、効率的な行政執行に当たられるよう強く望むものである。